

# 国会改革

## — 民进党改革案の検討を中心に —

松本 充豊

### ● 高まる改革の機運

台湾で国会改革の必要性が叫ばれて久しい。改革が遅々として進まない状況に、立法院に向けられた住民の眼差しもかなり厳しい。『天下雜誌』の調査によると、立法院の現状について九割近く（八八・八％）が「不満である」と答えている（参考文献①）。

民主化後の台湾で国会改革の試みがなかったわけではない。一九九九年一月、「立法院組織法」をはじめ「国会五法」と呼ばれる五つの議会関連法規（以下、議会議法）が改正され、議事効率の向上と委員会の審査会機能の強化が図られた。このときの「党団協商」（後述）の制度化が図らずも委員会審査の形骸化を招いたことで、二〇〇二年一月にはその是正措置としての法改正が行われた。その後、国会改革の焦点は立法院の議事や組織

から選挙制度へと移り、〇五年の第七回憲法改正では小選挙区比例代表並立制への選挙制度の変更、議員定数の半減（一一三）と任期延長（四年）が決まり、〇八年より実施された。

しかし、一連の改革の効果は十分なものとはいえず、立法院には依然多くの問題が残された。混乱した国会や議員の低いモラルに世論の批判は強まったが、与党・国民党がさらなる改革に踏み出すことはなかった。先の第八期立法院では、議事運営を決定する程序委員会（議院運営委員会に相当）において、野党・民进党が提出した改革法案は八〇〇回以上も「門前払い」となった（参考文献②）。  
今回の政権交代にともない立法院には大きな転機が訪れた。第一に、権力構造の変化である。政権を奪取した民进党が初めて過半数

の議席を獲得した。第二に、議員の若返りである。一一三名の議員のうち新人が四七名を占め、年齢別では四〇歳以下の若手議員が最も多くなった。女性議員の割合も四〇％近くに達している。文字どおり「新しい」国会の誕生が、立法院のイメージ刷新につながるだけでなく、改革前進の契機となるのかどうか注目される。

### ● 民进党の改革案

現在、国会改革は党派を超えたコンセンサスとなっている。本年二月、第九期立法院が召集されると各党から改革案が示され、国会の監視・評価を行う民間団体からも提言が寄せられた。今後、議論は民進黨案を軸に進むと考えられるため、以下では同党の改革案を中心に話を進めることにする。

国会改革は蔡英文総統が公約に

掲げた「五大政治改革」のひとつである。「国会の自主」を尊重する意味から、民進黨の改革案は同党の議員団（党派）である「党団」を中心に検討されてきた。改革案（参考文献③）は「人民の国会、開かれた国会、プロフェッショナルな国会」を目標に掲げている。目標実現のための諸案には、議会の改正を要するもの、そうでないもの、憲法改正が必要なものもあり、内容は多岐にわたる。

法改正の必要ないものには、国会中継チャンネルの開設準備、立法補佐機構の活用やイニシアチブ（国民発案）導入の検討などが含まれる。国会中継は四月八日から試験的に始まり、本会議や委員会の様子がテレビとインターネットで中継されるようになった。

憲法改正が必要な改革案としては、選挙権年齢の一八歳への引き下げ、監察院の廃止、選挙制度・選挙区割りの見直しがある。実現可能性の点からみて、憲法改正を要する改革の実現は極めてハードルが高い。それに対して、議会議法の改正で対応可能なものは、議員のやる気さえあれば、直ちに実行できる改革ということになる。

その主なものを紹介すると、第

一に、議長の中立性を確立するため、議長の政党活動を禁止する。正副議長選挙への記名投票制の導入案も示されている。ちなみに、新国会で議長に選出された民進党の蘇嘉全氏は、議長の中立化という同党の主張を実践するため、党の要職（中央常務執行委員）を辞任した。

第二に、議事の効率化に向けて、提出要件を満たした法案は程序委員会が速やかに本会議もしくは委員会に付託するよう定める。これまで程序委員会が法案の審議入りを遅らせるために利用されることが多かった。

第三に、委員会中心主義の実現のため、全体の三分の一の条文が委員会で審査中の法案は、本会議で審議せず委員会に差し戻して再度審査を行うこととする。委員会審査では、午前中の質疑には委員全員が出席しても、午後の討論では出席者が減ってしまうことが少なくない。そうしたなかで、議事の進行が優先され、多くの法案が十分な審査を行わないまま本会議に送られ審議に付されてきた。

第四に、各種委員会の委員長を現行の二名から一名に改める。「召集委員」と呼ばれる委員長は会期

毎に委員の互選により二名選出され、輪番制で議事の運営に当たっている。委員長に新人議員が選出されたり、対立する会派から委員長が選出されると、対抗的な議事進行が行われ審査が混乱したりすることもあった。民進党はこの委員長一人制を次の第一〇期立法院から実施したいとしている。

第五に、審議を公開して透明性を高める。具体的な方策として、委員会審査の傍聴許可、党団協商を含むすべての会議の議事公開、国会中継チャンネルの開設が挙げられている。このほか、議員の専従化と利益相反行為の回避、少数派の発言の権利の保障などを含む本会議での議事の改革、立法院の調査権の強化などが盛り込まれている。

### ●議事の公開は万能薬か

先に紹介した『天下雜誌』の調査では、「立法院が最も改革すべき事項は何か」との質問に対して「(党団) 協商の透明化」(二六・六%) という回答が最も多く、次いで「議事の効率化」(一九・二%)、「議員のモラル」(二七・二%) の順となっている。いずれについても民進党案では何らかの具体策が

示されており、おおむね世論の期待に答える改革案だといえよう。特にあらゆる会議の議事の公開をうたったことは、党団協商の透明化に真つ向から応えたものだ。

党団協商とは立法院の議会制度のひとつである。各政党から代表(通常は会派の幹部)ら数名ずつが参加して法案をめぐって協議が行われる。院長、副院長あるいは法案を提出した会派の代表がこれを取り仕切る。少数意見の尊重と議事の効率化が狙いだったが、法案の内容に関する実質的な審議が少数の政党幹部の密室での協議に委ねられたことで、委員会審査の形骸化につながった。法案審議の場が本会議や委員会から密室へと移ることで、交渉過程の透明性も低下した。「密室政治」と批判されたのは、そのためである。

一般論として、審議の公開性を高めることは重要である。しかし同時に、公開の場での議論には適さない議題もあり、党団協商や委員会の公開性が実質的な法案審議を妨げる場合があることも認識すべきである。議事の公開が新たな「密室」を生み出す可能性もある。議事を公開すればすべて解決されるというわけではない。議事の

効率化や委員会中心主義の実現も考慮するならば、法案の実質審議の場を委員会に戻すため、むしろ審査会の一部を非公開にするとか、党団協商の仕組みそのものを議論することもできるはずだ。

その他の改革案も、議事の効率化や委員会中心主義の実現にとって、万全とはいえないまでも、一定の効果が見込まれる。しかし、台湾の国会の将来に向けた展望を開こうとするなら、審議の枠組みをもっと大胆に変更する構想が示されてもよいのではなからうか。(まつもと みつとよ/京都女子大学現代社会学部教授)

### 《参考文献》

- ① 「二〇一六《天下》国情調査——新總統 請聽我說——」『天下雜誌』五八九期 (<http://www.cw.com.tw/magazine/magazine.action?id=1360>)。
- ② 「朱威國會改革 綠打臉」國民黨播八五一次『自由時報』二〇一五年一〇月二十九日。
- ③ 「民主進歩黨立法院黨團第九屆國會改革小組報告」民主進歩黨立法院黨團ウェブサイト ([http://caucus.dpp.org.tw/news\\_content.php](http://caucus.dpp.org.tw/news_content.php))。